小学校給食調理業務の民間委託（契約の概要）

1　委託期間等

期　間	令和５年４月１日～令和９年７月31日
業務日	①給食実施日（土、日、祝、長期休業日等を除く） ②長期休業前後の清掃、消毒、害虫駆除、点検、整理整頓、準備等 ※　具体的な給食実施日は、各小学校長が別途指示
時間帯	8：15～16：45の範囲 （特別な事由がある場合、予め校長の許可を得て、時間帯の変更可）
業務場所	これまでと同様に、学校の給食調理場において調理を行う。

2　業務内容

No.	業務名	内　　容
1	作業工程表及び作業動線図の作成	作業工程表・作業動線図を、学校が指定する日までに作成し、調理作業前までに学校の栄養教諭等の確認を受ける。
2	食材の検収	提供される食材の検収を行い、点検・記録を確実に行う。 検収済みの食材は適切な保管場所（冷蔵庫等）に保管する。
3	調理（行事食、試食会等を含む）	教育委員会の作成した学校給食献立表（調理場用）、学校からの連絡（連絡票、食数変更連絡票など）、作業工程表、作業動線図に従い、調理を行う。
4	配缶及び運搬	学校の指定する時間までに、調理した給食を学級別に配缶し、主食、食器等とともに、学校の指定した場所に運搬する。
5	食器等の洗浄、消毒、保管	食器、食缶、調理器具等の洗浄、消毒、保管を行う。 洗浄・消毒にあたっては、環境、安全性等にも配慮した適切な方法により行うこと。

6	食物アレルギー対応	市の「食物アレルギー対応の手引き」に基づいて、これまでと同様に、学校ぐるみで取り組む。 除去食の調理（栄養教諭等の確認を受けながら、より慎重に行う。） 学校の要請があった場合にあっては、「食物アレルギー対応委員会」等への参加
7	施設、設備の衛生管理及び清掃、日常点検等	ア　施設・設備の日常的な清掃、点検、記録 イ　長期休業（夏、冬、春）前後の清掃、点検、記録 ウ　調理業務に関して発生する軽微なメンテナンス エ　施設の害虫等駆除 オ　休憩室、シャワールーム、トイレ、通路、給食調理場の周囲（外部を含む）等、受託者が使用する部分の清掃 カ　業務責任者、業務責任代理者による戸締り及び火元の確認 キ　給食調理場等の鍵の適切な管理
8	調理器具・調理用品等の状態管理	調理器具（包丁、まな板、ボール、ざる等）、調理用品（ふきん、たわし、スポンジ等）の劣化等の状況を管理。 衛生的な状態を保ち、異物混入（包丁の刃欠け、ざるの破損）等の原因にならないよう管理。
9	衛生検査の実施	施設設備の衛生管理の状況を客観的に確認するために、毎月、調理場内の衛生検査を実施。
10	残さの処理、廃油等処理	残さ、廃油等を分別回収し、資源化の向上等環境にも配慮した適切な方法で処理を行う。
11	その他	前各号に付帯するその他必要な業務

○　受託者は、業務場所が学校であることを認識し、また、学校給食が教育活動の一環であることを十分理解したうえで、善良かつ誠意をもって、また、従事者の身なり等、品位を保って委託業務を行う。

○　「学校給食衛生管理基準（文科省）」、「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚労省）」、「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル（文科省）」、市発行の「学校給食における衛生管理と安全の手びき（自校調理版）」、「食物アレルギー対応の手引き」、教育委員会が指定する文書等に基づき実施する。

3　献立・食材

献　立	これまでと同様に、教育委員会の作成した「学校給食献立表（調理場用)」を使用
食　材	これまでと同様に、市が提供する食材を使用

4　施設・設備及び調理器具等の使用

○　受託者は、給食調理場の施設設備を使用して業務を行う。

○　設備等の使用に当たっては、十分に洗浄、消毒するなど、万全を期し行う。
　なお、新たに器具等を設置する場合は、事前に教育委員会の承認を受けること。この場合、設置に伴って発生する費用は、すべて受託者の負担とする。

○　電気、ガス、上下水道等について、経費節減に努める。

○　設備等の使用に際しては、異常の有無を確認し、業務終了後は火元確認と戸締りを完全に行う。

○　設備等が破損した場合は、速やかに学校及び教育委員会に連絡し、その指示に従う（受託者の責に帰すべき事由による場合は、受託者が賠償)。

5　委託業者の従事者

区　分		役　　割	人数等
企業	総括責任者	業務全般の統括。教育委員会・学校との連絡調整役。業務責任者と連携し、業務の円滑な遂行に努める。	1名
	衛生管理巡回指導者	業務場所を巡回（月1回以上）し、従事者の衛生教育や業務履行場所の清浄度調査等を行い、衛生状態の確認を行う。	―
調理場	業務責任者	調理業務の中心となる者。 調理業務等に関する指揮・監督、校長・教頭・栄養教諭等などの教職員との連絡調整、総括責任者との連絡調整等、その他業務遂行上の責任者としての任務にあたる。	1名 過去4年以内に、学校給食の経験が3 年以上の調理師又は栄養士で正社員
	業務責任代理者	業務責任者に事故があるとき又は欠けたときに、その職務を行う。	1名 過去4年以内に、学校給食の経験が1 年以上の調理師又は栄養士で正社員
	業務従事者	業務を安定して遂行するために、食数や施設状況に応じて配置	調理場の人員の内、正社員の人数は本市給食調理員の配置基準に準じて配置

食品衛生責任者	業務責任者又は業務責任代理者が当たる。
火元責任者	業務責任者又は業務責任代理者の中から選任。 給食調理場内の火気管理を行う。 学校の防火管理者から指示により防火管理業務を行う。

※　学校給食の基本理念と衛生管理を理解した、心身ともに健康な者を配置。

※　研修等を実施し、従事者の資質向上を図るように努めること。特に、新規従事者の採用時には、学校給食に従事する者としての十分な教育を実施すること。

6　調理業務の確認等

調理途中の確認	調理の途中に、学校から確認の申し出があった場合は、これを受ける。
調理終了時の確認	調理業務の終了時は、学校へ申し出て、調理した給食の確認を受ける。
手直し等の確認	仕様書や学校給食献立表（調理場用）等に基づき、手直し・やり直しを求められた場合は、その内容に従う。 手直し・やり直しを終えたら、再度確認を受ける。 （手直し・やり直しによる経費は受託者負担）

7　調理等業務の変更・臨機の対応

教育委員会からの変更指示	調理業務の変更は、変更後の学校給食献立表（調理場用）により指示。
学校からの変更指示	給食時間等を変更する必要があるときは、学校が指示。
臨機の対応	運動会、遠足等の学校行事による給食実施の変更について、学校と連絡調整を十分に行いながら対応。 インフルエンザ等感染症の流行や台風等のため、休校、学級閉鎖又は児童を早期に下校させることがあり、給食実施や給食の時間が変更になる場合がある。学校と連絡調整を十分に行いながら対応。

8　学校要請への協力

○　学校の要請があった場合には、栄養教諭等が行う食育等の教育活動に協力する。

○　学校給食が教育活動の一環として実施されていることを十分認識し、児童とのコミュニケーションに努める。

○　保護者やＰＴＡ等に説明会等を開催する場合には、説明会等に参加し、受託者の業務実績を説明するなど、協力する。

○　学校の要請があった場合には、児童への従事者紹介等のため、始業式、卒業式等に出席する。

９　業務開始準備

○　契約締結以降、すみやかに業務開始準備を行う。

○　給食開始までの間に試し調理を行う。その際に、保護者等への試食会、調理見学会等を開催する場合には、実施に協力する。

○　給食開始までの間に、4 月の給食献立を実際に調理し、調理にあたっての注意点を確認する。

１０　研修

○　教育委員会主催等の研修に参加すること。

○　給食開始までの間に、市の「学校給食における衛生管理と安全の手びき（自校調理版)」や「食物アレルギー対応の手引き」の内容を、従事者全員に対して研修を行い、内容を理解した上で業務に取り組む。

１１　安全・衛生管理

安全・衛生管理	市の「学校給食における衛生管理と安全の手びき（自校調理版)」等に従って行う。
保存食	市の「学校給食における衛生管理と安全の手びき（自校調理版)」等に従って行う。
従事者の衛生管理	ア　従事者に対して、年 1 回定期健康診断。検便は月 2 回以上実施。 イ　新規の従事者は、従事初日の 1 ヶ月前以内に健康診断及び検便を行い、健康状態を確認。 ウ　健康診断及び検便の結果を報告。 エ　ノロウィルス等による感染性胃腸炎が疑われる時は、直ちに学校及び教育委員会に連絡し、必要な措置を取る。また、家族の状況にも配慮。 オ　従事者一人ひとりの健康状態を作業前に毎朝確認し、記録を残すとともに、異常があると認められる場合は、調理業務等に従事させない。記録は休日、長期休業中もとること。
立入検査	教育委員会、保健所及び学校薬剤師等の立入検査への対応。

１２　事故報告等

事故発生時	学校及び教育委員会と協議の上、速やかに必要な措置を講じる。対応結果について学校及び教育委員会へ報告。
原因調査・報告	事故等の原因を調査し、改善策を明記した顛末書を教育委員会へ提出。 事故等の調査結果について、保護者やＰＴＡ等に説明会等を開催する場合は、学校等の要請に応じて参加、説明する。

１３　業務履行の確保

○　教育委員会及び学校が、おいしくて安心で安全な学校給食の提供が安定かつ継続的・円滑に行われているか等、受託者の業務を評価する。

○　業務の評価の結果、不備が認められた場合には、改善指示書に基づき速やかに改善措置を行い、その結果を報告する。

１４　その他

○　受託者の履行保証人を設定。

○　受託者が契約を完全に履行する見込みがないとき、又は契約に違反して契約の目的を達成できないと認めるときは、履行保証人に対して、委託業務の実施を請求することができる。